3　令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条及び前二項の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

3　平成三十一年度及び平成三十二年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条及び前二項の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

［一・二　同上］

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行し、この省令による改正後の公営競技納付金の納付に関する規則第三条の規定は、同条に規定する事業内支出に充てるために積み立てたもののうち令和二年四月一日以後に同条に規定する事業内支出以外の経費に充てられたものについて適用する。

○総務省令第一号
財務省令

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎

令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和二年度においては六百億円と、令和三年度においては四百億円と、令和四年度及び令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○総務省令第二号
財務省

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「法第十条の六第二項第一号」とあるのは「［］を「報告対象国」とあるのは「報告対象国（」に改め、「第四十一条の二第二項第一号」の下に「に規定する報告対象国をいう。ホにおいて同じ。）」を加え、同条第三項中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第四項」に、「第四十一条の二第四項」を「第四十一条の二第五項」に改める。

（国税質問検査章規則の一部改正）

第二条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第四十一条の二第九項」を「第四十一条の二第十項」に改める。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省令第三号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第一条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第一号中「第十条の五第七項第三号」を「第十条の五第八項第三号」に、「が特定組合員」を「が特定組合員等」に、「特定組合員を」を「特定組合員等を」に、「この号、第四号」を「この項、第十六条の八第一項第七号」に、「にあつては」を「には」に、「特定組合員が締結している組合契約（法第十条の五第七項第七号に規定する組合契約をいう。第十六条の四第二項第四号及び第十六条の十二第一項第一号において同じ。）によつて成立する組合とする。第四号を除き、以下この項」を「特定組合員等に係る組合等（法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものをいう。次号ロ、第十六条の八第一項第七号ロ及び第十六条の十二第一項第一号イにおいて同じ。）。次号及び第三号」に改め、同項第二号中「行う者」の下に「（次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるもの）」を加え、「第十条の五第七項第八号」を「第十条の五第八項第七号」に、「次条まで、第十六条の五第一項及び第十六条の十二第一項第一号」を「第十六条の五まで及び第十六条の八第一項第七号イ」に、「（その者が居住地国を有しない場合には、その旨）及びその者が」を「及び」に改め、「）において」の下に「その者の」を加え、「を有する」を「がある」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該特定取引を行う者が特定組合員等（法第十条の五第八項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者に限る。以下この号及び第四号並びに第十六条の十二第一項第一号ロにおいて「特定信託受託者」という。）である場合　当該特定信託受託者